

令和7年度 知名町ふるさとワーキングホリデー実施業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

人口減少や少子高齢化の進行が著しい本町において、地方に関心がある都市住民が本町の職業体験などを通じ地域の魅力を体感することは、本町の労働市場を中心に新たな交流を生み、人手不足対策の契機となるばかりでなく、当該都市住民と町民等との間に継続的かつ多様な関わりを創出することが期待できる。

本町の移住定住を視野に入れた関係人口の創出のために、総務省が定める「ふるさとワーキングホリデー推進要綱（令和2年3月6日（総行政第35号）改正）」に基づく「ふるさとワーキングホリデー」の仕組みを活用し、都市住民が一定期間本町に滞在し、働いて収入を得ながら、町民等との交流や学びの場（以下「地域交流」という。）を通じて地域の暮らしを体感する機会を設け、本町における地域力の維持・強化に資するの、その効果を測る。

2 業務概要

(1) 業務の名称

知名町ふるさとワーキングホリデー実施業務

(2) 業務の概要

別添「知名町ふるさとワーキングホリデー実施業務公募型プロポーザルに関する仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

※仕様書の内容は現時点での予定であり、打ち合わせの過程において変更する可能性がある。

(3) 委託の期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

(4) 提案上限額

15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約額等を示すものではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は、代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。

(1) 企業、NP0 法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条もしくは第 19 条の規定による破産手続き開始の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第 2 条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者かつ申し立てをされていない者（更生計画または再生計画が認可された者を除く。）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (6) 知名町物品調達等入札参加資格者に係る指名停止等要領の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (7) 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有していること。
- (8) (7)と同様の観点から、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に町の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

4 参加申込書及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。なお、内容に不備がある場合参加できないため、各書類については必ず提出すること。

(1) 参加申込書

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式第 1 号）
- ② 会社概要書（任意様式）

※事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。

※共同提案の場合は、代表者以外の企業及び団体も同様のものを提出すること。

- ③ 国税・地方税に係る徴収金の滞納のないことの証明 直近 3 年間（原本）

※共同提案の場合は、代表者以外の企業及び団体も同様のものを提出すること。

イ 提出期限

令和 7 年 9 月 16 日（火） 午後 5 時必着

ウ 提出方法

書類提出先まで持参または郵送

(2) 企画提案書

企画提案書は、仕様書を参考に作成し提出すること。

ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式第2号）
- ② 企画提案書別紙（任意様式）
- ③ 業務工程表（任意様式）

実施スケジュールと役割分担等が具体的にわかるように提案すること。

- ④ 見積書（任意様式）

具体的な積算内訳を記載すること。

見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

- ⑤ 業務実績書（様式第3号）

共同提案の場合は、代表者以外の企業及び団体も同様のものを提出すること。

- ⑥ 業務体制表（様式第4号）

共同提案の場合は、代表者以外の企業及び団体も記載すること。

- ⑦ 業務体制全体図（任意様式）

共同提案の場合は、代表者以外の企業及び団体も記載すること。

イ 提出期限

令和7年9月19日（金） 午後5時必着

ウ 提出方法

書類提出先まで持参または郵送

(3) 参加辞退について

参加申込書提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第5号）を書類提出先へ提出すること。提出方法については、持参または郵送とする。

5 質問の受付

(1) 書式及び提出方法

質問書（様式第6号）に質問内容を簡潔にまとめ、持参、郵送、FAXまたは電子メールにより書類提出先へ提出すること。

(2) 提出期限

令和7年9月12日（金） 午後5時必着

(3) 質問回答方法

参加申込書の提出があった者全員に対して回答する。

※電話、口頭による照会対応は行わない。

6 プレゼンテーション

企画提案者は、提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(1) 日時

令和7年9月22日（月） 詳細日程は、別途通知する。

(2) 場所

知名町役場 大会議室（2階）

(3) 所要時間

1時間程度

(4) 内容

先に提出した企画提案書の説明及び質疑等

(5) 出席者

企画提案書に記載された管理責任者は必ず出席することとするが、出席できない場合は書類のみで審査する。

(6) 使用機器

パソコン使用の場合は参加者が持参すること。プロジェクター、スクリーンを使用する場合については、知名町が用意したものを使用すること。

(7) 使用資料

プレゼンテーションで使用する資料は先に提出された提案書に限らず、図などを用いた資料を用意することも可能である。

(8) 注意事項

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う団体を選定するためのものであり、企画提案書によって企画力や実現可能性、業務遂行能力などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

7 審査

- (1) 審査は知名町審査会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。
- (2) 別に定める審査表に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。
- (3) 応募者が1社の場合であっても、選定会議を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。
- (4) プレゼンテーションの実施後、町が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

8 契約に関する事項

仕様書及び契約候補者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、契約を締結する。

なお、原則として契約候補者の企画提案書等の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

9 遵守事項

参加者が遵守事項のいずれかに違反したとき、又は不適正な行為をしたと認めたときは、失格とする。

- (1) プロポーザル実施において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、故意に粗雑にし、又は品質若しくは数量について不正の行為をしないこと。
- (3) 他の事業者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
- (4) 暴力団関係者を担当又は代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。
- (5) その他、担当者の指示に従うこと。

10 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書の著作権は参加者に属するが、本業務のプロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (3) 企画提案書については、契約候補者の選定のために使用するものとし、公表はしない。ただし、情報公開請求があった場合、知名町情報公開条例に基づき公開する可能性がある。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ② 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ 見積額が委託上限額を超えている場合
 - ⑤ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑥ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

11 書類提出先及びお問い合わせ先

〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名 1100 番地

知名町役場企画振興課（担当：吉田）

電 話 0997-84-3162

F A X 0997-93-4103

メール china08@town.china.lg.jp

12 スケジュール

申請等に関するスケジュールは以下のとおり。

項目	日程
質問書の提出期限	令和7年9月12日（金）
参加申込書の提出期限	令和7年9月16日（火）
企画提案書の提出期限	令和7年9月19日（金）
プレゼンテーション	令和7年9月22日（月）
結果通知	令和7年9月22日（月）
委託契約締結	令和7年9月下旬予定

※スケジュールは状況により、変更する場合がある。